

第五中学校 いじめ防止基本方針

1 学校基本方針を定める意義

- 特定の教職員が問題を抱え込まず、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめ発生時の対応をあらかじめ示すことで、生徒及びその保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- いじめを行った児童生徒に対する成長支援の観点を位置付けることで、いじめを行った生徒への支援につながる。

2 いじめ防止等の基本的な考え方

○ いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けたとされる生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「生徒は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む生徒はいない。」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・即時対応に取り組む。

○ 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめの防止等の対策のための組織

- いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、その他の関係する職員等による「いじめ、不登校対策委員会」を設置して、毎週定期的を開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。また、月1回スクールカウンセラーを交えて開催する。また、緊急の対応が必要な場合は、校長の指示のもと、「いじめ・不登校対策委員会」を臨時に開催し、早期対応にあたる。
- 「いじめ・不登校対策委員会」が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はささいないじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せず、全て同組織に報告・相談する。当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごと等に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり、情報提供したりする。

4 いじめの未然防止の取組

生徒が、より良い人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、次のような視点からいじめの防止に努める。

○ 分かる授業づくり

- ・校内研修に基づく分かる授業の実践
- ・基礎的・基本事項の徹底取得
- ・「学びのスキル」に基づく学習規律の徹底

○ 道徳教育（人権、同和教育を含む）の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」「いじめを見逃さない」という認識を生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

○ 特別活動の充実

- ・生徒自身が、いじめを自分たちの問題として捉え、自分たちでできることを主体的に考え、行動できるよう生徒会活動(あいさつ運動、いじめ見逃しゼロスクール集会等)への支援・働き掛けを行う。
- ・入学にあたり、複数の小学校が一緒になることによる不安を取り除くための活動を実施する。

○ 体験的な学習の充実

他者と関わり、コミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

○ 学級経営の充実

学級活動に、互いの良さを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、生徒の自己有用感や自尊感情を育む。

○ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・全校生徒に情報機器に関するアンケートを実施し、携帯電話等やインターネット利用に係る実態を把握し、生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。
- ・インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携して対応していく。生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。生徒及び保護者に対し授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。また、教職員はネットパトロールの結果等を情報共有したり、アンケートや面談等でネットトラブルの有無を確認したりすること等を通してネット社会における子どもたちの様子を注視する。

5 いじめの早期発見のための取組

○ アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するために年3回(7月、11月、2月)いじめアンケートを行う。

○ 教育相談の実施

定期の教育相談は年4回(5月、9月、11月、1月)行い、生徒の様子によっては臨時相談活動を行う。その際、いじめの兆候がないか、生徒が悩みや不安を抱えていないかを観察し、必要に応じて学年部や生徒指導部と協議しながら対応する。

○ 生活記録ノートの活用

毎日提出される生活記録ノートを学級担任が点検する中で、生徒の悩みや考えを日常的に把握し、普段と変わった様子が感じられたら、必要に応じて対処する。

○ 教職員の情報の共有や共通理解

毎週1回「生徒指導部会」を実施し、いじめの兆候や気になる生徒の様子について情報を交換し、指導の記録や今後の対応について教職員で情報を共有する。

6 いじめの認知及び即時対応

- いじめを受けたとされる生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状況を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ・不登校対策委員会」において判断する。
- 外見的には遊びやけんかのように見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめたとする行為を行った生徒に対する教育的な指導を適切に行う(例:インターネット上での悪口等)。
- いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合は限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」

という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、「いじめ・不登校対策委員会」へ報告し、情報を共有する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるものとする。
- 学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受けたとされる生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒の安全を確保することや、いじめを行ったとされる生徒に事情を確認した上で適切に指導することなどを組織的に行う。
- 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、または、いじめと思われる行為を見つけた場合、速やかに管理職に報告する。
- 校長は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、いじめと認知した場合は「いじめ認知報告書」及び必要に応じて「いじめ状況報告書」を教育委員会に提出する。緊急度の高い場合、は速やかに教育委員会に電話で第一報を入れ、指示を受ける。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けたとされる生徒及び保護者に対する支援と、いじめを行った生徒に対する指導並びに、その保護者に対する助言を継続的に行う。いじめを行った生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに保護者の協力も得て、当該児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けたとされる生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。
- 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けたとされる生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。

7 重大事態への対応

いじめの重大事態については、柏崎市いじめ防止基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。以下の重大事態が発生した場合、学校は必要に応じて、教育委員会の指導・支援を受けて、事実関係を明確にするための調査を実施する。

○ 重大事態の定義

ア いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

○ 重大事態への対応

ア 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。

イ 「いじめ・不登校対策委員会」を中核に、教育委員会と連携として、以下の事項に留意し初期調査を実施する。

- ・ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
- ・ 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けたとされる生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先として調査を行う。
- ・ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けたとされる生徒又はその保護

者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置をとる。

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
- ・いじめを受けたとされる生徒からの聴き取りが可能な場合
 - *いじめを受けたとされる生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - *いじめを行った生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - *いじめを受けたとされる生徒の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・いじめを受けたとされる生徒からの聴き取りが不可能な場合(いじめを受けたとされる生徒の入院や死亡等の場合)
 - *当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

ウ いじめを受けたとされる生徒及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。

エ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

8 いじめ解消の定義

いじめが解消している状態は、以下の2つの要件を満たしていることとする。

ア いじめの行為が止んでいる

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3カ月以上継続していること。（但しいじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。）

イ 被害生徒本人が心身の苦痛を感じていない

- ・被害生徒本人が、心身の苦痛を感じていないことを被害生徒及びその保護者に面談等により確認できている。

9 教職員の資質能力の向上と保護者学習会（説明会）の実施

○ いじめ防止等に関する教職員研修の実施

全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめ防止等のための方策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を図る。いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・即時対応）に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質能力の向上を図る。

○ いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

P T Aの会合等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力していただきたいことなどを学習（説明）する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

10 いじめ防止の年間計画

いじめ防止対策委員会が中核となっていく会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

11 学校評価と基本方針の検討

○ 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容の評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。またその評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

○ 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

12 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。